

|                                                                                                                      |                      |         |                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|---------|-----------------|
| 判決年月日                                                                                                                | 平成 26 年 9 月 11 日     | 担当<br>部 | 知的財産高等裁判所 第 1 部 |
| 事件番号                                                                                                                 | 平成 26 年（行ケ）第 10002 号 |         |                 |
| ○マッサージ機に関する特許について、「形状維持が可能な程度に高度が高い材料からなる外殻部」を有するという相違点 1 に係る構成について、引用発明から当業者が容易に想到することができないとして無効審判不成立とした審決が取り消された事例 |                      |         |                 |

（関連条文） 特許法 29 条 2 項

（関連する権利番号等） 無効 2013-800092 号，特許第 5220933 号，特開平 10-243981 号公報

1 本件は，発明の名称を「マッサージ機」とする特許（特許第 5220933 号）の無効不成立審決（無効 2013-800092 号事件）に対する審決取消訴訟である。

2 判決は，次のとおり述べて，無効不成立とした審決は取り消されるべきものとした。

（1） 本件訂正発明 1 の「形状維持が可能な程度に硬度が高い材料からなる外殻部」とは，外殻部の内面に設けられた空気袋の膨張，収縮にかかわらず，それ自体として形状維持が可能な程度に硬度が高い材料からなる外殻部を意味するものである。

（2） 拘束手段について，本件訂正発明 1 は，「形状維持が可能な程度に硬度が高い材料からなる外殻部」を備えるのに対し，甲 1 発明（特開平 10-243981 号公報記載）は，「合成繊維等で袋状に形成された非弾性カバー部材 121」を備えるという相違点 1 の容易想到性について検討する。

「甲 7 公報及び甲 8 公報には，腕保持部の材質について明示した記載はないものの，甲 7 公報の図 1 には，マッサージ機の底面から上方へ伸びた側壁部（【略】）と一体的に保持壁部 24a，24b が形成されている。そして，保持壁部 24a，24b は腕保持部 24 を構成している。また，甲 8 公報の図 2 の腕保持部も側壁部と一体的に形成されている。これらによれば，通常，側壁部は，椅子の基本骨格をなす部分として，形状維持が可能な程度に硬度が高い材料から成っていると当業者は理解するものと解されるから，これと一体的に形成された，甲 7 公報の腕保持部のうちのマッサージ部を構成しない外側部や甲 8 公報の腕保持部についても，それぞれのマッサージ機の側壁部と同様に形状維持が可能な程度に硬度が高い材料から成っていると当業者は理解するものと考えられる。さらに，甲 9 公報の脚保持部についても，その材質について明示した記載はないものの，その形状が変化することを窺わせる記載は一切なく，図 9 において，脚保持部は均一な厚みを持ち，互いに間隔を保った状態で図示されているから，これを見た当業者は，脚保持部の底壁及び両側壁は，形状維持が可能な程度に硬度が高い材料から成っていると理解するものと考えられる。」

「そこで，甲 7 発明及び甲 8 発明の甲 1 発明への適用可能性の点について検討するに，

前記のとおり、甲１発明の非弾性カバー部材１２１は、その内側に設けられた弾性カバー部材１２２との間に膨縮機構１１を介設し、膨縮機構１１が膨張している際には変化をしない（形状を維持する）という硬度を有するものであり、これにより、膨縮機構の空気圧をより効率的に人体手部及び下腕部側へ与えることができ、適度な空気圧マッサージを行うことができるという機能を有するものと解される。したがって、膨縮機構１１が膨張していないときの非弾性カバー部材１２１が変形するかどうかは、手部及び下腕部を非弾性カバー部材１２１の内側の膨縮機構によりマッサージするという甲１発明のマッサージ機能又は効果に関わるものではない。そのため、甲１公報には、非弾性カバー部材１２１は膨張しているときに変化しない（形状を維持する）、との記載はあるものの、膨張していないときの非弾性カバー部材の状態を明示する記載もない。そして、甲１公報には、非弾性カバー部材１２１について合成繊維等という材質の記載があるものの（段落【００２４】）、その具体的な材料は記載されておらず、また材質をこれに限定する記載はないから、甲１公報を見た当業者は、甲１発明の機能、用途に沿う範囲で、具体的に様々な材料を検討することになると考えられるところ、むしろ、外殻部の内面に設けられた空気袋の膨張によってその内側に収容した下腕部に空気圧を加えてマッサージをする椅子式マッサージ機であるという点において甲１発明と共通する甲７発明及び甲８発明においては、その空気袋（膨縮機構）を内面に設ける外殻部は、いずれも形状維持が可能な程度に硬度が高い材料から形成されている。さらに、甲７発明及び甲８発明のこれらの構成に加え、甲８公報の記載（【段落０００２】）によれば、凹部の内壁に空気袋を取付け、空気袋の膨張収縮により人体の肢体をマッサージするという構成は、甲８発明の出願時（平成１１年７月３０日）における従来技術であり、同従来技術における凹部の内壁も甲８発明と同様に形状維持が可能な程度に硬度が高い材料から成っていたと理解されること、甲９公報にも、形状維持が可能な程度に硬度が高い材料から成り、空気袋を収納する脚保持部が開示されていることからすれば、空気袋の膨張による空気圧によりその内側に収容した人体の肢体をマッサージする椅子式マッサージ機において、空気袋を内面に設け、肢体を保持する外殻部を形状維持が可能な程度に硬度が高い材料とすることは、周知技術であったといえる。

そうすると、合成繊維等で構成された外面部の非弾性カバー部材１２１について、形状維持が可能な程度に硬度が高い材料とすることは甲１発明の機能や効果に関わることなく、甲１公報にも同材料を否定する記載はなく、むしろ非弾性カバー部材１２１と同様の機能を有する甲７発明や甲８発明の構成部分についてはそのような材料が採用されており、そのような材料で肢体をマッサージするための空気袋を内面に設ける外殻部を構成することは周知技術といえることからすれば、当業者が、甲１発明に甲７発明及び甲８発明を適用して、非弾性カバー部材１２１を「形状維持が可能な程度に硬度が高い材料からなる」ものとするのは容易に想到できるものというべきである。」